別表第四（第十条関係）

検定を実施する者			検定設備		
人数	条件		性能	名称	
［略］	紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計	［略］	［略］	［略］	
［略］	ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計	［略］	［略］	［略］	
［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、濃度計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	非自動はかり	［略］	［略］	
		充塡用自動はかり	［略］	［略］	
		コンベヤスケール	［略］	［略］	
		ホッパースケール	［略］	［略］	
［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、質量計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	自動捕捉式はかり	［略］	［略］	

別表第四（第十条関係）

検定を実施する者			検定設備		
人数	条件		性能	名称	
［略］	紫外線式二酸化硫黄濃度計、紫外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計、非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計、非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計及び化学発光式窒素酸化物濃度計	［略］	［略］	［略］	
［略］	ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計	［略］	［略］	［略］	
［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、濃度計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	非自動はかり	［略］	［略］	
		充塡用自動はかり	［略］	［略］	
		コンベヤスケール	［略］	［略］	
		ホッパースケール	［略］	［略］	
［略］	次のいずれかに該当すること。 一　学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者で、質量計の検査に一年以上従事した者 二～四　［略］	自動捕捉式はかり	［略］	［略］	